

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年規則第98号）新旧対照表

改正後				改正前			
(有害物質等) 第16条 (略) 2 条例第35条第2項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) (略) (11) <u>大腸菌数</u>				(有害物質等) 第16条 (略) 2 条例第35条第2項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) (略) (11) <u>大腸菌群数</u>			
別表第7 排水基準（第17条第1項関係）				別表第7 排水基準（第17条第1項関係）			
水 域	項目又は種類	生活環境項目	有害物質	水 域	項目又は種類	生活環境項目	有害物質
			(略)				(略)
鹿島 灘水	工場又は事業場の区分	(略)	大腸菌数 単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位	工場又は事業場の区分	(略)	(略)	大腸菌群数 単位1立方センチメートルにつき個
			日間平均				日間平均
鹿島 灘水	排水処理施設を有する排水口から排出するもの	(略)	800	工場又は事業場の区分	(略)	(略)	3,000
	その他の排水口から排出するもの		800				3,000
	1日当たりの平均的な排出水の量が3,000立方メートル未満のもの		800				3,000
	1日当たりの平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上のもの		800				3,000

常磐地先水域	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>800</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上のもの				<u>800</u>
県水	第一種水域に排出するもの		(略)	(略)	<u>800</u>
	北第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満のもの			<u>800</u>
		1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上のもの	<u>800</u>		
久慈川水	1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>800</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上のもの				<u>800</u>
那珂川水	第一種水域に排出するもの		(略)	(略)	<u>800</u>
	北第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの			<u>800</u>
		1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	<u>800</u>		
潤沼水	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>800</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの				<u>800</u>
桜川水	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>800</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの				<u>800</u>
霞ヶ浦及び北浦水	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満のもの		(略)	(略)	—
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上のもの				<u>800</u>

常磐地先水域	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>3,000</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上のもの				<u>3,000</u>
県水	第一種水域に排出するもの		(略)	(略)	<u>3,000</u>
	北第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満のもの			<u>3,000</u>
		1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上のもの	<u>3,000</u>		
久慈川水	1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>3,000</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上のもの				<u>3,000</u>
那珂川水	第一種水域に排出するもの		(略)	(略)	<u>3,000</u>
	北第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの			<u>3,000</u>
		1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	<u>3,000</u>		
潤沼水	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>3,000</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの				<u>3,000</u>
桜川水	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの		(略)	(略)	<u>3,000</u>
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの				<u>3,000</u>
霞ヶ浦及び北浦水	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満のもの		(略)	(略)	—
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上のもの				<u>3,000</u>

利根川 水域	1日当たりの平均的な排出水の量が 1,000立方メートル未満のもの	(略)	<u>800</u>	(略)
	1日当たりの平均的な排出水の量が 1,000立方メートル以上のもの		<u>800</u>	
その他 の水域	海域以外の水域に排出するもの		<u>800</u>	
	海域に排出するもの		<u>800</u>	
備考 (略)				

利根川 水域	1日当たりの平均的な排出水の量が 1,000立方メートル未満のもの	(略)	<u>3,000</u>	(略)
	1日当たりの平均的な排出水の量が 1,000立方メートル以上のもの		<u>3,000</u>	
その他 の水域	海域以外の水域に排出するもの		<u>3,000</u>	
	海域に排出するもの		<u>3,000</u>	
備考 (略)				